

平成 26 年 度

名古屋 市 各 会 計 予 算

目 次

(一般会計)

平成26年第 1 号議案	平成26年度名古屋市一般会計予算	1頁
--------------	------------------------	----

(特別会計)

平成26年第 2 号議案	平成26年度名古屋市国民健康保険特別会計予算	17頁
平成26年第 3 号議案	平成26年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算	21頁
平成26年第 4 号議案	平成26年度名古屋市介護保険特別会計予算	23頁
平成26年第 5 号議案	平成26年度名古屋市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算 ..	27頁
平成26年第 6 号議案	平成26年度名古屋市農業共済事業特別会計予算	29頁
平成26年第 7 号議案	平成26年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算	31頁
平成26年第 8 号議案	平成26年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算 ..	37頁
平成26年第 9 号議案	平成26年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算	39頁
平成26年第10号議案	平成26年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算	43頁
平成26年第11号議案	平成26年度名古屋市基金特別会計予算	47頁
平成26年第12号議案	平成26年度名古屋市用地先行取得特別会計予算	53頁
平成26年第13号議案	平成26年度名古屋市公債特別会計予算	57頁

(公営企業会計)

平成26年第14号議案	平成26年度名古屋市病院事業会計予算	61頁
平成26年第15号議案	平成26年度名古屋市水道事業会計予算	67頁
平成26年第16号議案	平成26年度名古屋市工業用水道事業会計予算	71頁
平成26年第17号議案	平成26年度名古屋市下水道事業会計予算	75頁
平成26年第18号議案	平成26年度名古屋市自動車運送事業会計予算	79頁
平成26年第19号議案	平成26年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算	83頁

一 般 会 計

平成 26 年度名古屋市一般会計予算

平成 26 年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,057,156,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、160,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

平成26年2月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税		500,021,000
	1 市 民 税	223,354,000
	2 固 定 資 産 税	197,831,000
	3 軽 自 動 車 税	1,798,000
	4 市 た ば こ 税	18,779,000
	5 特 別 土 地 保 有 税	1,000
	6 事 業 所 税	15,446,000
	7 都 市 計 画 税	42,812,000
2 地 方 譲 与 税		6,375,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,589,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,172,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	540,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000
	6 石 油 ガ ス 譲 与 税	72,000
3 県 税 交 付 金		49,873,000
	1 利 子 割 交 付 金	1,125,000
	2 配 当 割 交 付 金	2,476,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	548,000
	4 地 方 消 費 税 交 付 金	31,048,000
	5 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	77,000
	6 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,364,000
	7 軽 油 引 取 税 交 付 金	13,235,000
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		7,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	7,000

款	項	金 額 千円
5 地 方 特 例 交 付 金		1,200,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,200,000
6 地 方 交 付 税		5,000,000
	1 地 方 交 付 税	5,000,000
7 交通安全対策特別交付金		1,000,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,000,000
8 使 用 料 及 び 手 数 料		43,036,483
	1 使 用 料	31,633,532
	2 手 数 料	7,087,949
	3 診 療 収 入	2,244,892
	4 介 護 収 入	1,516,265
	5 支 援 収 入	553,845
9 国 庫 支 出 金		169,439,406
	1 負 担 金	133,320,792
	2 補 助 金	35,455,173
	3 委 託 金	663,441
10 県 支 出 金		47,197,972
	1 負 担 金	26,418,877
	2 補 助 金	16,501,059
	3 委 託 金	4,278,036
11 財 産 収 入		7,675,673
	1 財 産 運 用 収 入	1,676,104
	2 財 産 売 払 収 入	5,999,569
12 寄 附 金		206,291
	1 寄 附 金	206,291
13 繰 入 金		9,250,156
	1 他 会 計 繰 入 金	9,250,156

款	項	金 額 千円
14 繰越金		1
	1 繰越金	1
15 諸収入		131,696,018
	1 延滞金、加算金及び過料	605,502
	2 預金利子	26,431
	3 他会計貸付金元利収入	21,000
	4 貸付金元利収入	94,702,819
	5 受託事業収入	754,608
	6 収益事業収入	11,840,683
	7 雑収入	23,744,975
16 市債		85,178,000
	1 市債	85,178,000
歳入合計		1,057,156,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費		2,545,818
	1 議 会 費	2,545,818
2 総 務 費		46,587,500
	1 総 務 管 理 費	21,787,193
	2 財 務 管 理 費	8,712,146
	3 選 挙 費	1,547,461
	4 統 計 調 査 費	365,118
	5 徴 税 費	14,175,582
3 健 康 福 祉 費		315,324,095
	1 社 会 福 祉 費	86,691,427
	2 老 人 福 祉 費	53,514,828
	3 生 活 保 護 費	93,716,462
	4 災 害 救 助 費	77,937
	5 国 民 年 金 費	920,408
	6 国 民 健 康 保 険 費	25,069,968
	7 介 護 保 険 費	23,846,395
	8 公 衆 衛 生 費	9,716,642
	9 環 境 衛 生 費	12,696,770
	10 保 健 所 費	8,593,113
	11 衛 生 研 究 所 費	480,145
4 子 ど も 青 少 年 費		139,196,973
	1 子 ど も 青 少 年 費	139,196,973
5 環 境 費		36,852,472
	1 環 境 保 全 費	5,711,955
	2 環 境 事 業 費	31,140,517
6 市 民 経 済 費		111,334,075

款	項	金 額 千円
	1 市 民 生 活 費	3,088,496
	2 文 化 振 興 費	4,877,870
	3 区 役 所 費	13,795,236
	4 産 業 費	85,121,074
	5 観 光 費	3,216,981
	6 工 業 研 究 所 費	1,234,418
7 緑 政 土 木 費		62,212,678
	1 土 木 管 理 費	8,036,035
	2 道 路 橋 り よ う 費	20,263,038
	3 街 路 費	8,845,418
	4 治 水 費	5,745,158
	5 緑 政 費	17,983,376
	6 農 政 費	1,339,653
8 住 宅 都 市 費		49,270,483
	1 都 市 計 画 費	26,152,985
	2 住 宅 費	23,117,498
9 消 防 費		27,988,070
	1 消 防 費	27,988,070
10 教 育 費		72,190,513
	1 教 育 総 務 費	9,040,790
	2 小 学 校 費	17,286,791
	3 中 学 校 費	10,057,942
	4 高 等 学 校 費	11,057,208
	5 幼 稚 園 費	1,801,029
	6 特 別 支 援 学 校 費	1,060,340
	7 大 学 費	6,577,099
	8 私 学 振 興 費	4,019,413

款	項	金 額 千円
	9 生涯学習費	7,955,785
	10 体育費	3,334,116
11 公債費		137,737,975
	1 公債費	137,737,975
12 諸支出金		55,815,348
	1 公営企業会計支出金	55,815,348
13 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		1,057,156,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額 千円
7 緑政土木費	1 土木管理費	道路の復旧	20,000
	2 道路橋りよう費	道路・橋りようの整備	800,000
	3 街路費	街路の整備	1,300,000
	4 治水費	河川・排水路の整備	900,000
	5 緑政費	公園の整備	300,000
8 住宅都市費	1 都市計画費	都市整備	1,100,000
		土地区画整理事業	500,000
	2 住宅費	市営住宅の建設	500,000

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
市役所東庁舎のエレベーター更新工事	平成27年度 から 平成28年度 まで	484, 000
名東保健所の空調設備改修工事	平成27年度	6, 000
天白保健所の空調等設備改修工事	平成27年度	26, 000
児童福祉施設若葉寮・ひばり荘統合施設の建設	平成27年度 から 平成28年度 まで	696, 000
富田工場焼却設備更新の発注設計	平成27年度	17, 000
市民会館の外壁等改修工事	平成27年度	94, 000
瑞穂文化小劇場備品の整備	平成27年度	28, 000
昭和 cultura 小劇場の建設	平成27年度 から 平成28年度 まで	1, 150, 000
市民御岳休暇村セントラル・ロッジの耐震等改修工事	平成27年度	122, 000
名東区役所の空調設備改修工事	平成27年度	24, 000
天白区役所の空調等設備改修工事	平成27年度	97, 000
矢田コミュニティセンターの建設	平成27年度	76, 000
千早コミュニティセンターの建設	平成27年度	60, 000
星崎コミュニティセンターの建設	平成27年度	64, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
舗装道の補修	平成27年度	600,000
側溝改良	平成27年度	40,000
運河橋の改築	平成27年度	205,000
水主ヶ池線の整備	平成27年度	400,000
開橋の改築	平成27年度	442,000
三階橋の改築	平成27年度	669,000
中川橋の改築	平成27年度	874,000
正江橋の建設	平成27年度	462,000
排水施設整備	平成27年度	100,000
東山動植物園旧水族館の解体等工事	平成27年度	62,000
金城ふ頭駐車場の設計	平成27年度	268,000
守山スマートインターチェンジの整備	平成27年度 から 平成29年度 まで	1,359,000
市営住宅の建設	平成27年度 から 平成28年度 まで	2,884,000
市営住宅の耐震改修工事	平成27年度 から 平成28年度 まで	343,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
指令管制システムの改修	平成27年度	777,000
名東消防署豊が丘出張所の改修工事	平成27年度	72,000
消防救急無線機の整備	平成27年度	801,000
小学校校舎の増築	平成27年度	162,000
南養護学校分校整備に伴う宝小学校 プール更衣室等の移設工事	平成27年度	32,000
博物館所蔵資料の修復	平成27年度	6,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋市土地開発公社の事業資金借入金に対する債務保証 (平成25年第32号議決)	平成25年度 から 平成32年度 まで	54,000,000 外に利息相当額	平成26年度 から 平成33年度 まで	38,000,000 外に利息相当額
民間社会福祉施設整備資金融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成25年第32号議決)	平成25年度 から 平成30年度 まで	金融機関が資金の貸付を行うにあたり当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 324,000千円を限度として補償する。	平成26年度 から 平成30年度 まで	金融機関が資金の貸付を行うにあたり当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 228,000千円を限度として補償する。
都市型工業団地3号団地建設に係る名古屋産業振興公社の愛知県からの中小企業高度化資金借入に対する損失補償 (平成25年第32号議決)	平成25年度 から 平成31年度 まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 484,000千円を限度として補償する。	平成26年度 から 平成31年度 まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 413,000千円を限度として補償する。
市道桶狭間勅使線第2号の整備 (平成25年第32号議決)	平成26年度 から 平成27年度 まで	1,500,000	平成27年度 から 平成29年度 まで	1,780,000
東山動植物園温室前館の耐震改修工事 (平成25年第109号議決)	平成26年度 から 平成27年度 まで	177,044	平成27年度	129,623
名古屋まちづくり公社の事業資金借入金に対する損失補償 (平成25年第32号議決)	平成25年度 から 平成30年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 1,027,880千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成26年度 から 平成30年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 918,700千円及び利息相当額を限度として補償する。

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
大曾根土地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成25年第32号議決)	平成25年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 860千円を限度として補償する。	平成26年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 810千円を限度として補償する。
金山北地区施設整備に係る名古屋まちづくり公社の株式会社日本政策投資銀行等からの借入金に対する損失補償 (平成25年第32号議決)	平成25年度 から 平成31年度 まで	株式会社日本政策投資銀行等が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 527,940千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成26年度 から 平成31年度 まで	株式会社日本政策投資銀行等が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 264,132千円及び利息相当額を限度として補償する。
金山南ビル建設に係る名古屋まちづくり公社の民間借入金に対する損失補償 (平成25年第32号議決)	平成25年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 3,505,556千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成26年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 3,150,160千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 (平成25年第32号議決)	平成25年度 から 平成46年度 まで	261,742,000 外に利息相当額	平成26年度 から 平成47年度 まで	261,807,000 外に利息相当額
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 (平成25年第32号議決)	平成25年度 から 平成45年度 まで	111,160,000	平成26年度 から 平成46年度 まで	101,219,000
名古屋市住宅供給公社の事業資金借入金に対する損失補償 (平成25年第32号議決)	平成25年度 から 平成32年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 5,460,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成26年度 から 平成33年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 5,280,000千円及び利息相当額を限度として補償する。

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
公共用地先行取得(財政局 所管分) (平成16年第21号議決)	平成17年度 から 平成26年度 まで	1,958,000 外に利息等相当額	平成27年度 から 平成36年度 まで	484,004 外に利息等相当額

第 4 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
社会福祉施設整備費	1,813,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
老人福祉施設整備費	332,000			
生活保護施設整備費	105,000			
公衆衛生施設整備費	201,000			
霊園斎場整備費	6,808,000			
保健所整備費	51,000			
子ども青少年施設整備費	193,000			
環境保全施設整備費	79,000			
廃棄物処理施設整備費	280,000			
文化振興施設整備費	1,239,000			
区役所整備費	212,000			
地域振興施設整備費	564,000			
名古屋城整備費	22,000			
公共土木事業費	20,145,000			
公園緑地整備費	4,593,000			
農業振興施設整備費	57,000			
住宅建設費	2,989,000			
消防施設整備費	802,000			
義務教育施設整備費	2,564,000			
特別支援学校整備費	138,000			
生涯学習施設整備費	576,000			
体育施設整備費	158,000			
庁舎等整備費	86,000			
高速道路建設資金貸付金	500,000			
高速道路事業出資金	225,000			
市立大学施設整備補助金	50,000			
病院事業出資金	2,290,000			
高速度鉄道事業補助金	588,000			
高速度鉄道事業出資金	2,518,000			
臨時財政対策債	35,000,000			
計	85,178,000			

特 別 会 計

平成 26 年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

平成 26 年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 218,104,170 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

平成 26 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険収入		193,034,201
	1 保 険 料	56,758,735
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	47,155,235
	4 療 養 給 付 費 交 付 金	5,962,598
	5 前 期 高 齢 者 交 付 金	47,009,868
	6 県 支 出 金	12,416,874
	7 共 同 事 業 交 付 金	23,388,865
	8 諸 収 入	342,025
2 繰 入 金		25,069,968
	1 他 会 計 繰 入 金	25,069,968
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		218,104,170

歳 出

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険費		218,084,170
	1 事 業 費	218,084,170
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		218,104,170

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
国民健康保険システムの改修	平成27年度	8,000

平成 26 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

平成 26 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 46,683,359 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療収入		23,539,642
	1 保険料	22,867,667
	2 手数料	1
	3 国庫支出金	19,333
	4 諸収入	652,641
2 繰入金		23,143,716
	1 他会計繰入金	23,143,716
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入	合 計	46,683,359

歳 出

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療費		46,663,359
	1 事業費	46,663,359
2 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出	合 計	46,683,359

平成 26 年度名古屋市介護保険特別会計予算

平成 26 年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 161,557,266 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

平成 26 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 収 入		137,046,539
	1 保 険 料	34,470,496
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	35,086,522
	4 支 払 基 金 交 付 金	44,794,010
	5 県 支 出 金	22,686,019
	6 諸 収 入	9,491
2 繰 入 金		24,190,859
	1 他 会 計 繰 入 金	24,190,859
3 繰 越 金		319,868
	1 繰 越 金	319,868
歳 入 合 計		161,557,266

歳 出

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 費		161,537,266
	1 事 業 費	161,217,399
	2 他 会 計 繰 出 金	319,867
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		161,557,266

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
介護保険システムの改修	平成27年度	12,000
要介護認定調査の委託	平成27年度 から 平成31年度 まで	325,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
要介護認定調査の委託 (平成23年第4号議決)	平成24年度 から 平成28年度 まで	495,000	平成27年度 から 平成28年度 まで	209,612
要介護認定調査の委託 (平成25年第35号議決)	平成26年度 から 平成30年度 まで	308,000	平成27年度 から 平成30年度 まで	259,000

平成 26 年度名古屋市母子寡婦福祉資金
貸 付 金 特 別 会 計 予 算

平成 26 年度名古屋市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,118,224 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 26 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 母子寡婦福祉資金収入		660,224
	1 事業収入	660,224
2 繰入金		87,000
	1 他会計繰入金	87,000
3 繰越金		197,000
	1 繰越金	197,000
4 市債		174,000
	1 市債	174,000
歳入合計		1,118,224

歳 出

款	項	金 額 千円
1 母子寡婦福祉資金貸付金		1,118,224
	1 事業費	1,118,224
歳出合計		1,118,224

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	174,000	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法に定めるところにより償還する。

平成 26 年度名古屋市農業共済事業特別会計予算

平成 26 年度名古屋市農業共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 33,069 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 農 業 共 済 収 入		33,069
	1 繰 越 金	33,069
歳 入	合 計	33,069

歳 出

款	項	金 額 千円
1 農 業 共 済 費		33,069
	1 管 理 費	33,069
歳 出	合 計	33,069

平成 26 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

平成 26 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,033,535 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

（歳出予算の流用）

第 4 条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

平成 26 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 収 入		5,459,361
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	2,651,807
	2 国 庫 支 出 金	20,440
	3 県 支 出 金	56,430
	4 財 産 収 入	75
	5 繰 入 金	933,180
	6 繰 越 金	1
	7 諸 収 入	426,428
	8 市 債	1,371,000
2 食 肉 流 通 施 設 収 入		3,574,174
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	487,490
	2 繰 入 金	2,206,380
	3 繰 越 金	1
	4 諸 収 入	880,303
歳 入 合 計		9,033,535

歳 出

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 費		5,459,361
	1 事 業 費	2,090,179
	2 整 備 費	1,547,068
	3 他 会 計 繰 出 金	1,822,014
	4 予 備 費	100
2 食 肉 流 通 施 設 費		3,574,174
	1 市 場 費	1,741,162
	2 と 畜 場 費	875,108
	3 他 会 計 繰 出 金	957,804
	4 予 備 費	100
歳 出 合 計		9,033,535

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
北部市場管理・エネルギー棟の電気設備改修工事	平成27年度 から 平成28年度 まで	778,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
卸売機能強化に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (平成25年第38号議決)	平成25年度 から 平成27年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、883,600千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成26年度 から 平成27年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、547,600千円及び利息相当額を限度として補償する。
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (平成24年第7号議決)	平成24年度 から 平成28年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成26年度 から 平成29年度 まで	変更前に同じ

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備費	1,371,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 26 年度名古屋市土地区画整理組合
貸 付 金 特 別 会 計 予 算

平成 26 年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 822,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 26 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 事 業 収 入		530,000
	1 貸 付 金 収 入	530,000
2 繰 入 金		14,000
	1 他 会 計 繰 入 金	14,000
3 市 債		278,000
	1 市 債	278,000
歳 入 合 計		822,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 土地区画整理組合貸付金		822,000
	1 事 業 費	557,000
	2 他 会 計 繰 出 金	265,000
歳 出 合 計		822,000

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土地区画整理組合貸付金	278,000	普 通 貸 借	無 利 子	起債年度より据置期間をふくめ、8年度間以内に毎年元金均等の方法によって償還する。

平成 26 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

平成 26 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,455,695 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 26 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業収入		1,026,661
	1 国庫支出金	6,869
	2 諸収入	1,019,792
2 繰入金		3,409,034
	1 他会計繰入金	3,409,034
3 市債		20,000
	1 市債	20,000
歳 入 合 計		4,455,695

歳 出

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業費		4,455,695
	1 事業費	151,667
	2 他会計繰出金	4,304,028
歳 出 合 計		4,455,695

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市街地再開発事業費	20,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 26 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

平成 26 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 890,713 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 26 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 収 入		685,460
	1 使 用 料	580,219
	2 他 会 計 繰 入 金	105,241
2 公 園 整 備 事 業 収 入		205,253
	1 他 会 計 繰 入 金	192,253
	2 市 債	13,000
歳 入 合 計		890,713

歳 出

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 費		685,460
	1 事 業 費	316,629
	2 他 会 計 繰 出 金	368,831
2 公 園 整 備 事 業 費		205,253
	1 事 業 費	83,376
	2 他 会 計 繰 出 金	121,877
歳 出 合 計		890,713

第 2 表 債務負担行為

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
墓地公園用地の取得 (平成16年第32号議決)	平成17年度 から 平成26年度 まで	170,000 外に利息等相当額	平成27年度 から 平成36年度 まで	20,271 外に利息等相当額

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業費	13,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 26 年度名古屋市基金特別会計予算

平成 26 年度名古屋市基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 113,115,452 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金 収 入		34,689
	1 基 金 収 入	411
	2 繰 入 金	23,562
	3 基 金 積 戻 金	10,715
	4 繰 越 金	1
2 住 宅 敷 金 積 立 基 金 収 入		621,642
	1 基 金 収 入	17,233
	2 繰 入 金	276,839
	3 基 金 積 戻 金	327,569
	4 繰 越 金	1
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金 収 入		5,149
	1 基 金 収 入	148
	2 繰 入 金	5,000
	3 繰 越 金	1
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金 収 入		484,254
	1 基 金 収 入	14,225
	2 繰 入 金	64,000
	3 基 金 積 戻 金	406,028
	4 繰 越 金	1
5 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金 収 入		43,115
	1 基 金 収 入	4,777
	2 繰 入 金	3,000
	3 基 金 積 戻 金	35,337
	4 繰 越 金	1
6 国 際 交 流 事 業 積 立 基 金 収 入		11,090

款	項	金 額 千円
	1 基 金 収 入	9,089
	2 繰 入 金	2,000
	3 繰 越 金	1
7 大規模施設整備積立 基金 収 入		2,946,738
	1 基 金 収 入	37,212
	2 基 金 積 戻 金	2,909,525
	3 繰 越 金	1
8 高速度鉄道建設積立 基金 収 入		177
	1 基 金 収 入	176
	2 繰 越 金	1
9 環境保全基金収入		4,335
	1 基 金 収 入	3,334
	2 繰 入 金	1,000
	3 繰 越 金	1
10 中区役所等管理基金収入		141,228
	1 基 金 収 入	4,886
	2 基 金 積 戻 金	136,341
	3 繰 越 金	1
11 介護給付費準備基金収入		670,541
	1 基 金 収 入	6,209
	2 繰 入 金	319,867
	3 基 金 積 戻 金	344,464
	4 繰 越 金	1
12 公債償還基金収入		108,076,667
	1 基 金 収 入	1,048,018
	2 繰 入 金	51,413,839
	3 基 金 積 戻 金	55,614,809

款	項	金 額 千円
	4 繰越金	1
13 財政調整基金収入		75,827
	1 基金収入	75,826
	2 繰越金	1
歳入	合 計	113,115,452

歳 出

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金		34,689
	1 他 会 計 繰 出 金	11,127
	2 積 立 金	23,562
2 住 宅 敷 金 積 立 基 金		621,642
	1 他 会 計 繰 出 金	344,803
	2 積 立 金	276,839
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金		5,149
	1 積 立 金	5,149
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金		484,254
	1 他 会 計 繰 出 金	406,028
	2 積 立 金	78,226
5 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金		43,115
	1 他 会 計 繰 出 金	40,115
	2 積 立 金	3,000
6 国 際 交 流 事 業 積 立 基 金		11,090
	1 他 会 計 繰 出 金	9,090
	2 積 立 金	2,000
7 大 規 模 施 設 整 備 積 立 基 金		2,946,738
	1 他 会 計 繰 出 金	2,909,525
	2 積 立 金	37,213
8 高 速 度 鉄 道 建 設 積 立 基 金		177
	1 積 立 金	177
9 環 境 保 全 基 金		4,335
	1 他 会 計 繰 出 金	3,335
	2 積 立 金	1,000
10 中 区 役 所 等 管 理 基 金		141,228

款	項	金 額 千円
	1 他 会 計 繰 出 金	141,228
11 介 護 給 付 費 準 備 基 金		670,541
	1 他 会 計 繰 出 金	344,464
	2 積 立 金	326,077
12 公 債 償 還 基 金		108,076,667
	1 他 会 計 繰 出 金	55,614,809
	2 積 立 金	52,461,858
13 財 政 調 整 基 金		75,827
	1 積 立 金	75,827
歳 出	合 計	113,115,452

平成 26 年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

平成 26 年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,344,328 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 26 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得資金収入		12,051,140
	1 繰 入 金	7,459,047
	2 振 替 収 入	3,460,093
	3 市 債	1,132,000
2 都市開発用地取得資金収入		4,293,187
	1 繰 入 金	1,201,673
	2 振 替 収 入	2,682,514
	3 市 債	409,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		16,344,328

歳 出

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得費		12,050,941
	1 取 得 費	1,132,567
	2 他 会 計 繰 出 金	10,918,374
2 都市開発用地取得費		4,293,187
	1 取 得 費	412,000
	2 他 会 計 繰 出 金	3,881,187
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		16,344,328

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取得費	公共用地の先行取得	300,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	1,132,000 409,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	1,541,000			

平成 26 年度名古屋市公債特別会計予算

平成 26 年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 596,243,630 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 26 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公 債		272,650,000
	1 公 債	272,650,000
2 繰 入 金		323,533,628
	1 他 会 計 繰 入 金	323,533,628
3 繰 越 金		60,000
	1 繰 越 金	60,000
4 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入 合 計		596,243,630

歳 出

款	項	金 額 千円
1 繰 出 金		148,389,000
	1 起 債 額 繰 出	148,389,000
2 公 債 費		447,854,630
	1 公 債 償 還 金	395,498,609
	2 公 債 事 務 費	1,055,081
	3 他 会 計 繰 出 金	51,300,940
歳 出 合 計		596,243,630

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	124,261,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

公 営 企 業 会 計

平成 26 年度名古屋市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 26 年度名古屋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画

	年間入院患者数	年間外来患者数
東部医療センター	157,315 人 (1 日 431 人)	212,524 人 (1 日 871 人)
西部医療センター	164,250 人 (1 日 450 人)	245,220 人 (1 日 1,005 人)
緑 市 民 病 院	55,480 人 (1 日 152 人)	110,400 人 (1 日 376 人)
計	377,045 人 (1 日 1,033 人)	568,144 人 (1 日 2,252 人)

(2) 主要な建設改良事業 東部医療センター救急・外来棟の整備
東部医療センター病棟改築の設計

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	東部医療センター収益	14,128,199
第 1 項	医 業 収 益	12,516,346
第 2 項	医 業 外 収 益	1,326,455
第 3 項	特 別 利 益	285,398
第 2 款	西部医療センター収益	17,153,700
第 1 項	医 業 収 益	13,836,551
第 2 項	医 業 外 収 益	3,061,149
第 3 項	特 別 利 益	256,000
第 3 款	緑 市 民 病 院 収 益	627,046

		千円
第 1 項	医 業 収 益	8,679
第 2 項	医 業 外 収 益	481,367
第 3 項	特 別 利 益	137,000
収 入	合 計	31,908,945

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター費	17,574,317
第 1 項	医 業 費 用	14,151,988
第 2 項	医 業 外 費 用	81,391
第 3 項	特 別 損 失	3,340,938
第 2 款	西部医療センター費	20,779,540
第 1 項	医 業 費 用	17,026,218
第 2 項	医 業 外 費 用	544,370
第 3 項	特 別 損 失	3,208,952
第 3 款	緑 市 民 病 院 費	641,693
第 1 項	医 業 費 用	597,709
第 2 項	医 業 外 費 用	40,470
第 3 項	特 別 損 失	3,514
第 4 款	予 備 費	1,000
第 1 項	予 備 費	1,000
支 出	合 計	38,996,550

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,493,807 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入

		千円
第 1 款	東部医療センター資本収入	8,017,292
第 1 項	企 業 債	5,398,000

		千円
第 2 項	出 資 金	2, 290, 000
第 3 項	一 般 会 計 補 助 金	324, 291
第 4 項	基 金 収 入	1
第 5 項	そ の 他 資 本 収 入	5, 000
第 2 款	西部医療センター資本収入	1, 144, 461
第 1 項	企 業 債	220, 000
第 2 項	一 般 会 計 補 助 金	910, 859
第 3 項	基 金 収 入	2
第 4 項	基 金 繰 入 金	3, 600
第 5 項	そ の 他 資 本 収 入	10, 000
第 3 款	緑市民病院資本収入	239, 258
第 1 項	企 業 債	100, 000
第 2 項	一 般 会 計 補 助 金	139, 258
収 入	合 計	9, 401, 011

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター資本支出	8, 588, 478
第 1 項	建 設 改 良 費	7, 930, 978
第 2 項	償 還 金	652, 499
第 3 項	投 資	5, 001
第 2 款	西部医療センター資本支出	2, 846, 287
第 1 項	建 設 改 良 費	350, 139
第 2 項	償 還 金	2, 486, 146
第 3 項	投 資	10, 002
第 3 款	緑市民病院資本支出	460, 053
第 1 項	建 設 改 良 費	100, 000
第 2 項	償 還 金	360, 053
支 出	合 計	11, 894, 818

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとお

りと定める。

起債の目的	病院事業整備費にあてるため
限度額	5,718,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 6 条 一時借入金の限度額は、8,000,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 8 条 救急医療経費、保健衛生行政経費、陽子線治療料等減免及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、617,633 千円、61,293 千円、20,000 千円及び 48,100 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 経営費及び整備費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、3,248,001 千円及び 1,374,408 千円である。

2 病院事業特例債の元金償還にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、674,398 千円である。

(他会計からの出資金)

第10条 整備費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,290,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、4,000,000 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類		名 称	数 量
取得する資産	医療機械器具	病院情報システム	1 式
		全身用X線コンピュータ断層診断装置	2 台
		血管連続撮影装置	2 台

平成 26 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 26 年度名古屋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 給水量 年間 285,430,000 立方メートル
(1日 782,000 立方メートル)
給水戸数 1,255,000 戸
- (2) 主要な建設改良事業 第3次水道基幹施設整備及び第3次配水管網整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	水 道 事 業 収 益	50,482,004
第 1 項	営 業 収 益	49,517,431
第 2 項	営 業 外 収 益	954,573
第 3 項	特 別 利 益	10,000

		支 出	千円
第 1 款	水 道 経 営 費		50,369,004
第 1 項	営 業 費 用		40,985,548
第 2 項	営 業 外 費 用		7,616,887
第 3 項	特 別 損 失		1,756,569
第 4 項	予 備 費		10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,503,997千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	7,460,013
第1項	企業債	5,000,000
第2項	出資金	183,000
第3項	国庫補助金	84,269
第4項	他会計貸付金返還金	133,448
第5項	基金収入	34,658
第6項	基金繰入金	99,481
第7項	その他資本収入	1,925,157

支 出		千円
第1款	資本的支出	25,964,010
第1項	建設改良費	18,599,569
第2項	償還金	7,322,585
第3項	投資	41,856

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設建設	平成27年度から平成30年度まで	9,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 第3次水道基幹施設整備費にあてるため

限 度 額	5,000,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,600,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 9 条 消火栓関係経費、水道料金特例措置及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、54,855 千円、102,306 千円及び 62,837 千円である。

（他会計からの出資金）

第10条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、183,000 千円である。

平成 26 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 26 年度名古屋市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画 給水量 年間 22,484,000 立方メートル

(1 日 61,600 立方メートル)

事業所数 107 力所

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

收入

千円

第 1 款	工業用水道事業収益	985,876
-------	-----------	---------

第 1 項	營 業 收 益	859,836
-------	---------	---------

第2項	營業外收益	125,540
-----	-------	---------

第 3 項 特 別 利 益 500

支出

千円

第 1 款 工業用水道經營費 978,876

第 1 項	營 業 費 用	899, 961
-------	---------	----------

第2項	營業外費用	75,668
-----	-------	--------

第 3 項 特 別 損 失 2,247

第 4 項 予 備 費 1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 526,054 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	13,380
第1項	出 資 金	2,580
第2項	その他資本収入	10,800

支 出		千円
第1款	資本的支出	539,434
第1項	建設改良費	395,332
第2項	償 還 金	10,654
第3項	他会計借入金返還金	133,448

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第7条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、200 千円である。

(他会計からの出資金)

第8条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受

ける金額は、2,580 千円である。

平成 26 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た かし

平成 26 年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 26 年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 28,853 ヘクタール(15水処理センター、42ポンプ所)
処理水量 年間435,810,000 立方メートル
(1日 1,194,000 立方メートル)
水洗便所の改造 1,600 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	下水道事業収益	76,390,439
第 1 項	営業収益	71,892,214
第 2 項	営業外収益	4,493,225
第 3 項	特別利益	5,000

支 出		千円
第 1 款	下水道経営費	76,232,439
第 1 項	営業費用	62,851,708
第 2 項	営業外費用	12,388,581
第 3 項	特別損失	982,150
第 4 項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額35,625,189千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額11,717千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	35,804,658
第1項	企 業 債	25,000,000
第2項	国 庫 補 助 金	9,795,000
第3項	そ の 他 資 本 収 入	937,981
第4項	水洗便所改造資金貸付事業収入	71,677

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	71,418,130
第1項	建 設 改 良 費	41,771,475
第2項	償 還 金	29,586,695
第3項	水洗便所改造資金貸付事業費	59,960

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下 水 道 建 設	平成27年度から平成29年度まで	16,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため		
限 度 額	25,021,000千円		
	下 水 道 事 業 建 設 費	25,000,000千円	

	水洗便所改造資金貸付金	21,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,900,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第 8 条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、33,561,779 千円、3,244,698 千円、43,207 千円、86,449 千円、30,000 千円、25,000 千円及び 60,588 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、5,255 千円である。

平成 26 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第1条 平成26年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(1) 経 営 計 画	最多運転車両数	1 日	902 両
	運 転 キ ロ	年間	35,770,000 キロメートル
		(1 日	98,000 キロメートル)
	乗 車 人 員	年間	118,661,500 人
		(1 日	325,100 人)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	自動車運送事業収益	24,611,762
第 1 項	営 業 収 益	20,115,670
第 2 項	営 業 外 収 益	4,098,403
第 3 項	特 別 利 益	397,689

		支 出	千円
第 1 款	自動車運送事業費		24,282,306
第 1 項	営 業 費 用		22,971,024
第 2 項	営 業 外 費 用		566,882
第 3 項	特 別 損 失		734,400

千円

第 4 項	予	備	費	10,000
-------	---	---	---	--------

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,309,880 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入

千円

第 1 款	資	本	的	収	入	2,717,287		
第 1 項	企	業	債			394,000		
第 2 項	出	資	金			200,000		
第 3 項	一	般	会	計	補	助	金	864
第 4 項	基	金	繰	入	金			2,088,676
第 5 項	そ	の	他	資	本	収	入	33,747

支 出

千円

第 1 款	資	本	的	支	出	5,027,167	
第 1 項	建	設	改	良	費	559,057	
第 2 項	企	業	債	償	還	金	4,458,110
第 3 項	予	備	費			10,000	

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	自動車運送事業整備費にあてるため
限 度 額	394,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法 起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、11,000,000 千円と定める。

(他会計からの負担金)

第 7 条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、141,209 千円である。

(他会計からの補助金)

第 8 条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,124,189 千円である。

2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,036,000 千円である。

3 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、289,621 千円である。

4 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、291,549 千円である。

5 バリアフリー化設備の整備にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、864 千円である。

(他会計からの出資金)

第 9 条 経営の健全化にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、200,000 千円である。

平成 26 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 26 年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 26 年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|-------------|------|-------------------|
| (1) 経 営 計 画 | 最多運転車両数 | 1 日 | 674 両 (116 編成) |
| | 運 転 キ ロ | 年間 | 69,240,500 キロメートル |
| | | (1 日 | 189,700 キロメートル) |
| | 乗 車 人 員 | 年間 | 448,439,000 人 |
| | | (1 日 | 1,228,600 人) |
| (2) 主要な建設改良事業 | 車両購入及び駅施設整備 | | |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費 13,597,124 千円の財源の一部にあてるため、企業債(資本費負担緩和分) 3,870,000 千円を借り入れる。

収 入

千円

第 1 款	高速度鉄道事業収益	90,790,339
第 1 項	営 業 収 益	83,133,646
第 2 項	営 業 外 収 益	7,656,693

支 出

千円

第 1 款	高速度鉄道事業費	88,927,864
第 1 項	営 業 費 用	69,301,072
第 2 項	営 業 外 費 用	17,036,924

千円

第 3 項	特 別 損 失	2, 579, 868
第 4 項	予 備 費	10, 000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（高速度鉄道事業特例債 3, 734, 000 千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額 38, 405, 344 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入

千円

第 1 款	資 本 的 収 入	24, 704, 764
第 1 項	企 業 債	19, 811, 000
第 2 項	出 資 金	2, 518, 000
第 3 項	一 般 会 計 補 助 金	1, 539, 740
第 4 項	国 庫 補 助 金	588, 970
第 5 項	基 金 収 入	20, 757
第 6 項	そ の 他 資 本 収 入	226, 297

支 出

千円

第 1 款	資 本 的 支 出	59, 376, 108
第 1 項	建 設 改 良 費	13, 716, 808
第 2 項	企 業 債 償 還 金	45, 628, 543
第 3 項	投 資	20, 757
第 4 項	予 備 費	10, 000

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速度鉄道建設改良	平成 27 年度から平成 29 年度まで	10, 000, 000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設改良費、元金償還及び利子支払にあてるため		
限度額	23,681,000 千円		
	高速度鉄道事業建設改良費		9,692,000 千円
	高速度鉄道事業資本費平準化債		6,385,000 千円
	高速度鉄道事業特例債		3,734,000 千円
	高速度鉄道事業資本費負担緩和分企業債		3,870,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行		
利率	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)		
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、32,000,000 千円と定める。

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、220,907 千円とする。

(他会計からの補助金)

第9条 高速度鉄道事業特例債の元金償還及び利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,512,500 千円及び 443,929 千円である。

- 2 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、619,949 千円である。
- 3 建設改良費 (建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。)

にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,809,388 千円である。

(他会計からの出資金)

第10条 建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,518,000 千円である。

平成 26 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

